

搭乗型移動支援ロボットを運転できる国際運転免許証等の免許区分の明確化により、魅力あるまちづくりに貢献

～搭乗型移動支援ロボットを運転できる国際運転免許証等の免許区分の明確化～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「30年」管理番号「163」で検索!

二次元コードからもアクセスできます



ポイント

搭乗型移動支援ロボットを運転することができる国際運転免許証等の免許区分を明確化することにより、搭乗型移動支援ロボットを活用した観光ツアーへの訪日外国人観光客の参加を促進し、魅力あるまちづくりに貢献

(通知 小型特殊自動車又は原動機付自転車を運転することができる国際運転免許証等について (通達) (平成31年2月21日 警察庁丁運発第34号、丁交企発第32号、丁交指発第18号))

地域の課題

搭乗型移動支援ロボットを活用した外国人向け観光ツアーを行いたい

搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験を実施しているが、国際運転免許証等を保有している訪日外国人の参加を認めてよいか分からなかった



観光コンテンツの一つとしてぜひ実施したいです!

自治体職員

なんとなんとか?!

地域の声

制度上の支障

国際運転免許証等の免許区分が不明確

搭乗型移動支援ロボットに対応する国際運転免許証等の免許区分が不明確



運転できるかわからないと参加してもらえませんよね...

地方

提案

解決策

国際運転免許証等の免許区分を明確化

搭乗型移動支援ロボットを運転するために必要な国際運転免許証等の免許区分について、実証実験の実施主体に周知

明確な区分をお伝えします

住民サービスの向上

人気のコンテンツにしたいです!

魅力あるまちづくりに貢献

搭乗型移動支援ロボットを活用した観光ツアーへの訪日外国人観光客の参加を促進

東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた魅力ある観光コンテンツを創出、都市ブランドの向上に寄与

